

収入・世帯事情に関する必要書類の詳細

STEP1 父母両方(父母ともにいない場合には父母に代わって家計を支えている者)について、下表の「収入に関する必要書類」および「世帯事情に関する必要書類」を参照し、提出しなければならない書類を確認してください。

☞ p.41「収入に関する必要書類についてのフローチャート」も参照

●収入に関する必要書類

○=提出 ★=確定申告をしていない場合に提出 △=転職の場合に提出

収入形態・世帯事情		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
必要な書類②～⑪についての詳細は、p.43～p.44を参照		源泉徴収票	年収見込証明書(繰込E)	確定申告書	公的年金等の源泉徴収票	報酬金支払調書	退職証明書	廃業証明書	雇用保険受給資格者証	開業後の収入状況書	生活状況報告書(繰込G)
給与収入(パート・アルバイトを含む)											
2019年1月1日以降同じ勤務先で働いている場合		○									
2019年1月2日以降に就職・転職・減給(再雇用等)した場合		○	○				△				
専従者給与の場合*		○		○							
2ヶ所以上から給与収入がある場合		○		○							
給与以外にも収入(不動産所得・配当所得・雑所得等)がある場合		○		○							
2019年1月以降海外で勤務している(た)場合											☞ p.44⑭
事業収入・その他の収入											
自営業者				○							
農業所得者				○							
外交員報酬				○		○					
自由業者				○							
年金・恩給受給者				○	★						
2019年1月2日以降から営業・経営等を始め現在に至る場合							△			○	
無収入											
2018年1月1日から現在までの間に収入が全くなかった場合											○
2018年1月1日から現在までの間に給与所得の収入があった場合		○					○		○		○
2018年1月1日から現在までの間に給与所得以外の収入があった場合				○				○			○

生活状況報告書は、主たる生計維持者が無収入の場合に、主たる生計維持者のみが提出

※雇用主(例:父)…確定申告書(特に、被雇用者(例:母)への専従者給与の支払いが分かる箇所(第一表))

被雇用者(例:母)…源泉徴収票(雇用主(例:父)が発行したもの)

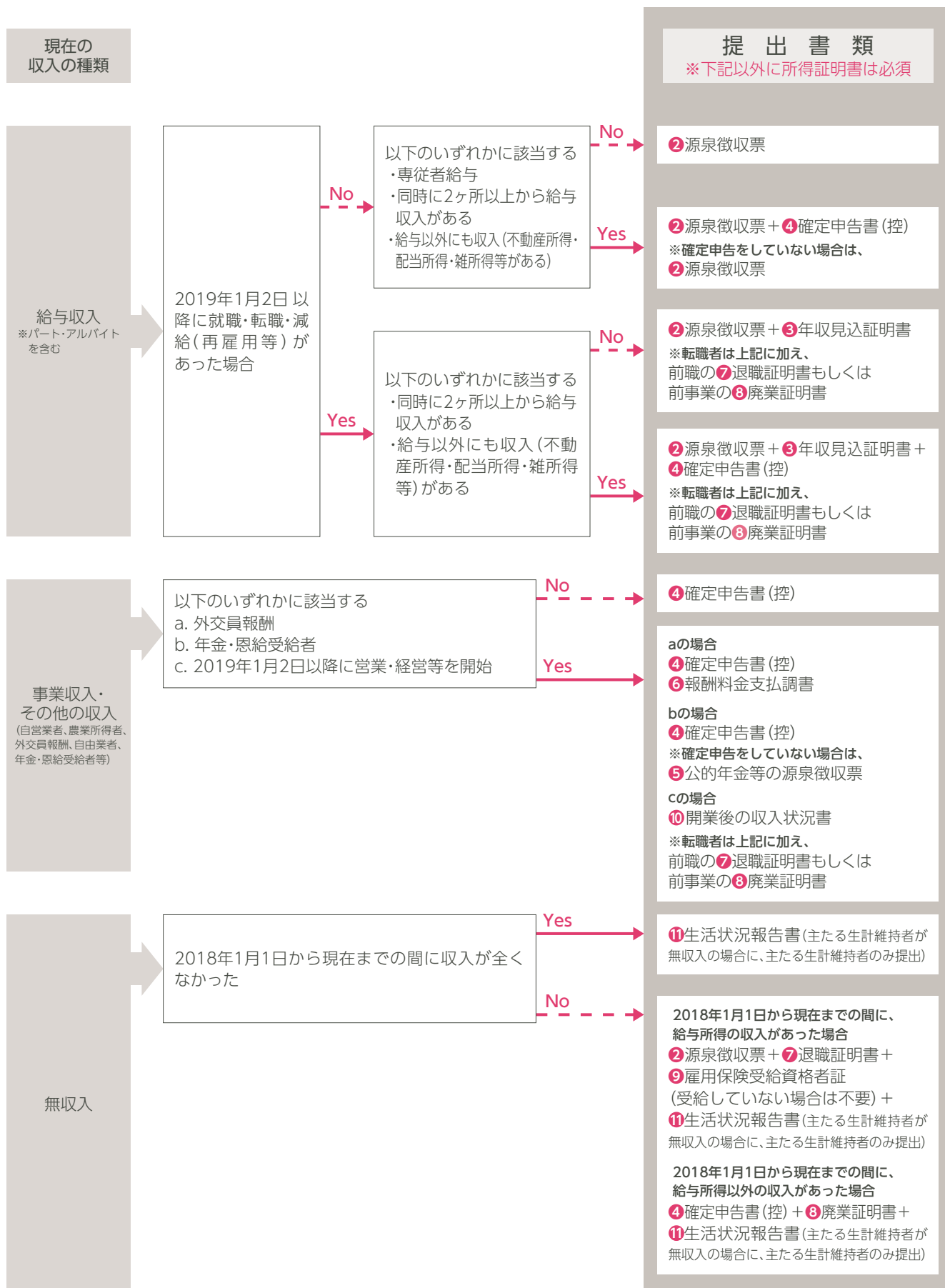
●世帯事情に関する必要書類(該当者のみ)

世帯事情		
⑫ 生活保護を受けている場合	☞ p.44	※以下(⑮～⑲)は日本学生支援機構奨学金に申請する者のみ
⑬ 傷病手当金を受けている場合		⑮ 生計維持者が単身赴任で別居の場合
⑭ 昨年もしくは本年に海外勤務がある場合		⑯ 長期療養者(6ヶ月以上)がいる場合
⑮ 母子・父子世帯の場合	☞ p.45	⑰ 過去1年間に被災、盗難被害を受けた場合
⑯ 障がい者がいる場合		

STEP2 p.42～p.45で各書類の説明を熟読したうえで、該当の書類を提出してください。

●収入に関する必要書類についてのフローチャート

下図の「収入の種類」から、該当するものを選び、Yes・Noの矢印に従い進み、右端の「提出書類」に記載の書類を提出してください。
収入の種類が複数ある場合は、それぞれに該当する必要書類をすべて提出してください。ただし、同一の提出書類が重複する場合には、一部のみ提出で結構です。各提出書類の説明はp.42～p.45をご覧ください。



- 【注意】■書類にマイナンバーが記載されている場合は、その箇所を個人情報保護スタンプで消したうえで提出してください(黒塗りは不可)。
- 証明書類をコピーして提出する場合は、
- ・A4サイズ用の紙に原寸で片面コピーしてください。また、そのコピーした用紙は切り取らないでください。
 - ・裏紙や裏面に広告のある無料コピーは利用しないでください。
 - 源泉徴収票などA4サイズ以外の証明書類の原本を提出する場合は、A4用紙に糊で貼り付けたうえで提出してください。

A4サイズで
片面コピー



●収入に関する必要書類

①最新の所得証明書<父母両方>

原本

[発行元]市区町村役所

- 原本を提出してください。
- 2020年1月1日現在に世帯所在地のある市区町村役所で発行しています。税務署で発行される納税証明書では受け付けできません。
- 所得証明書の名称は市区町村により異なります。(例:「市民税・県民税課税証明書」「特別区税・都民税課税(非課税)証明書」等)
- 原則として令和2年度(令和元年度)の所得証明書を提出してください。ただし、当該の市区町村が令和元年度(平成30年度)が最新の場合には、これをもって代えます。一般的には6月から令和2年度のもので発行されます。
- 本資料は、所得・収入の種類・内訳と金額、配偶者や扶養者の人数・控除の種類を確認するために必要とします。市区町村役所には、これらの事項すべてが必ず明記されるように申請してください。収入・金額等が「***** (アスタリスク)」等で目隠しされているものは原則受け付けできません。再提出となります。
- 所得の有無にかかわらず必ず提出してください。収入が0円の場合でも、給与収入0円・総所得0円と記載されたものが必要となります。課税・非課税のみの証明となっているものは受け付けできません。また、パート勤務等で扶養控除の範囲内であっても、所得証明書は必要です。
- 母子・父子世帯では、同一生計内の祖父母や兄弟姉妹についても提出が必要になる場合があります(☞p.45⑥)。父母ともにいない場合には、父母に代わって家計を支えている者について提出が必要です。
- 父母が海外在住で住民票が日本になければ所得証明書は発行されませんので、この場合は巻末綴じ込み⑤の「海外勤務および給与支払(見込)証明書」(☞p.44④)を提出してください。海外現地法人に勤務している場合は、発行されない旨を父母が様式自由で一筆書か、住民票(除票)を提出してください。

〈良い例〉

- 収入・所得の内訳と金額が記載されている
- 無収入の場合も、収入0と明記されている

〔主な収入・所得の種類と提出書類〕

給与収入…源泉徴収票(☞p.43②)

給与収入に金額の記載はあるが現在は無収入の場合…退職証明書等が必要
(☞p.44⑦)

営業等
農業
不動産
雑

…確定申告書(☞p.43④)

※雑所得の場合、余白に所得の内容を記入してください。また、今年も入る所得でない場合はその旨明記してください。

公的年金収入…公的年金等の源泉徴収票
(☞p.43⑤)

(令和2年度相当) 市民税・県民税 所得証明書

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
氏名 ○○ ○○

令和元年中の合計所得金額等		課税額等		納税額等	
合計所得金額	¥4,672,800	住民税課税額合計	¥272,100	※以下余白※	
総所得金額等	¥4,672,800	(内) 市民税均等割	¥3,000		
所得控除累計	¥1,909,845	(内) 県民税均等割	¥1,000		
課税標準額計	¥2,762,955	(内) 市民税所得割	¥160,900		
※以下余白※		(内) 県民税所得割	¥107,200		
※以下余白※		※以下余白※			

所得の種類・金額		控除の種類・金額		課税標準額の種類・金額	
給与収入	¥6,518,410	社会保険料控除	¥764,845	課税総所得	¥2,762,955
給与所得	¥4,672,800	生命保険料控除	¥35,000	※以下余白※	
※以下余白※		配偶者控除	¥330,000		
		扶養控除	¥450,000		
		基礎控除	¥330,000		
		※以下余白※			

配偶者控除や扶養控除が記載されているか確認

控除対象配偶者		扶養人数		障害人数		本人該当		摘要	
有	無	特定	老人	その他	特別	普通	障害	未成年	学生
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※

上記のとおり相違ないことを証明します。
令和2年 4月16日
○○市長
○○ ○○

配偶者や扶養人数が記載されているか確認

摘要
・諸控除額(市: ¥1,500、県: ¥1,000)
※以下余白※

〈悪い例〉

収入・所得金額、控除の種類・金額等が「***** (アスタリスク)」等で目隠しされている

家族全員が一枚で証明されている

課税・非課税のみの証明

(令和元年度相当) 市民税・県民税 所得証明書

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
氏名 ○○ ○○

令和元年中の合計所得金額等

合計所得金額 ¥4,672,800
総所得金額等 ¥4,672,800
所得控除累計 ¥1,909,845
課税標準額計 ¥2,762,955

課税額等

住民税課税額合計 ¥272,100
(内) 市民税均等割 ¥3,000
(内) 県民税均等割 ¥1,000
(内) 市民税所得割 ¥160,900
(内) 県民税所得割 ¥107,200

納税額等

※以下余白※

所得の種類・金額

給与収入 ¥6,518,410
給与所得 ¥4,672,800
※以下余白※

控除の種類・金額

社会保険料控除 ¥764,845
生命保険料控除 ¥35,000
配偶者控除 ¥330,000
扶養控除 ¥450,000
基礎控除 ¥330,000
※以下余白※

課税標準額の種類・金額

課税総所得 ¥2,762,955
※以下余白※

控除対象配偶者 扶養人数 障害人数 本人該当

有 無 特定 老人 その他 特別 普通 障害 未成年 学生

1 0 0 0 0 0 0 0 0 0

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

上記のとおり相違ないことを証明します。
令和2年 4月 5日
○○市長
○○ ○○

(令和元年度相当) 市民税・県民税 所得証明書

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
氏名 ○○ ○○

令和元年中の合計所得金額等

合計所得金額 ¥4,672,800
総所得金額等 ¥4,672,800
所得控除累計 ¥1,909,845
課税標準額計 ¥2,762,955

課税額等

住民税課税額合計 ¥272,100
(内) 市民税均等割 ¥3,000
(内) 県民税均等割 ¥1,000
(内) 市民税所得割 ¥160,900
(内) 県民税所得割 ¥107,200

納税額等

※以下余白※

所得の種類・金額

給与収入 ¥6,518,410
給与所得 ¥4,672,800
※以下余白※

控除の種類・金額

社会保険料控除 ¥764,845
生命保険料控除 ¥35,000
配偶者控除 ¥330,000
扶養控除 ¥450,000
基礎控除 ¥330,000
※以下余白※

課税標準額の種類・金額

課税総所得 ¥2,762,955
※以下余白※

控除対象配偶者 扶養人数 障害人数 本人該当

有 無 特定 老人 その他 特別 普通 障害 未成年 学生

1 0 0 0 0 0 0 0 0 0

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

上記のとおり相違ないことを証明します。
令和2年 4月 5日
○○市長
○○ ○○

非課税証明書

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
氏名 ○○ ○○

上記の者は、令和元年度の市県民税が非課税であることを証明します。

但し、○○ △△ の扶養である。

令和2年 4月 5日
○○市長
○○ ○○

2 源泉徴収票

コピー可 [発行元] 勤務先

- 2019年1月～12月分までの1年分の給与額が記載されているか確認してください。途中で就職した場合は、③「年収見込証明書」が必要です。すでに退職している場合は、退職した年の源泉徴収票(「中途就・退職」欄に退職年月日が記載されているもの)を提出してください。
- 紛失、使用済み等で手元にない場合は、勤務先に再発行を依頼してください。
- 同一人物で複数の源泉徴収票がある場合、「現在勤務中のもの」と「退職済みのもの」が判別しやすいよう、各源泉徴収票の右上に赤字で「勤務中」「退職済み」と記載してください。

【注意】市区町村で発行される「住民税課税決定通知書(特別徴収額の通知書)」では受け付けできません。

- 「中途就・退職」欄に年月日が記載されている場合(通常は空欄)、
- 中途就職の場合は「年収見込証明書」の提出が必要です。▶ p.43③
- 中途就・退職ではなく社名変更等の場合は、余白にその事情を記入してください。

3 年収見込証明書 [巻末綴じ込み⑥]

原本 [発行元] 勤務先

- 2019年1月2日以降に就職・転職・減給・再雇用等となり、源泉徴収票に丸1年分の給与額が記載されていない場合、1年間の収入見込額を把握するために必要です。
- 巻末綴じ込み⑥を利用して勤務先で証明を受けてください。正社員の場合は必ず年収見込証明書で提出してください。パート・アルバイトなど雇用形態により万が一勤務先で発行してもらえない場合は、直近3ヶ月分の給与明細書のコピーを提出してください。給与明細書には、「氏名」「支給月額」「支給年月」「勤務先名称」の記載が必要となります。また余白に「賞与の有無」「年間の賞与額は給与の何ヶ月分か」および「雇用形態(パート・アルバイト他)」を記入してください。

4 令和元年分の確定申告書 第一表および第二表

コピー可 [発行元] 本人保管

- 「令和元年分所得税の確定申告書(控)」の第一表および第二表両方のコピーを提出してください。
- 給与収入がある場合は、中途就・退職を確認するために2019年分の源泉徴収票も添付してください。
- 原則として、「第一表または第二表のどちらかに税務署の受領印(文書收受印)」「税理士作成印」のいずれかがあるものを提出してください。電子申告を行った場合は、「申告内容確認票の写し(受信通知または即時通知)」のコピーを提出してください。いずれもない場合は、税務署で発行した「納税証明書(その2)」の原本を提出してください。
- 自営業や農業等の所得が少額のため確定申告をしていない場合は、市区町村役所に提出した「令和2年度市民税(県民税)申告書(控)」のコピーを提出してください。
- 第二表「所得の内訳」に「別紙の通り」等と記載されている場合は、必ず別紙も一緒に提出してください。

※第二表も提出が必要

5 令和元年分の公的年金等の源泉徴収票

コピー可 [発行元] 日本年金機構など

- 受給している公的年金(国民年金(老齢年金・障害年金・遺族年金)、厚生年金・共済年金)について提出してください。
- 「公的年金等の源泉徴収票」は日本年金機構から年に一度郵送されます。
- 源泉徴収票が手元にない場合は、「年金振込通知書」または「年金額改定通知書」をコピーし、余白に1年間の振込回数を記入のうえ提出してください。「年金振込通知書」および「年金額改定通知書」は日本年金機構が発行しています。
- ※必ず受給者氏名の記載があるものを提出してください。通知面に受給者氏名の記載がない場合、はがきの宛名面のコピーも一緒に提出してください。
- ※確定申告をしている場合は、確定申告書(控)の第一表および第二表のコピーを提出してください。確定申告書に公的年金金額の記載がある場合、公的年金等の源泉徴収票は提出不要です。

奨学金申請に必要な書類

以下⑮～⑲の世帯事情に該当する場合は、所定の書類を提出することで特別控除(家計審査における考慮)を受けることができます(ただし奨学金により控除の種類は異なります)。**提出がない場合・提出ができない場合は控除対象外となります。**

※以下⑮⑯はすべての奨学金が提出対象

⑮ 母子・父子世帯の場合

- 母子・父子世帯の場合、「生活状況報告書」➡ p.44⑪の提出が必須となります。
さらに、母子・父子世帯の事由および同一生計の世帯構成に応じて以下の書類を追加で提出してください。

(1) 母子・父子世帯の事由により必要となる書類

母子・父子世帯の事由	提出書類
死別	遺族年金を受けている場合、「国民年金・厚生年金保険年金証書」「年金払込通知書」のコピー (受けていない場合は、「生活状況報告書」にその旨を記載)
生別(離婚・長期別居)	児童扶養手当を受けている場合、「児童扶養手当認定通知書」または「児童扶養手当額改定通知書」のコピー (受けていない場合は、「生活状況報告書」にその旨を記載)

(2) 母子・父子世帯の世帯構成に応じて必要となる書類(同一生計内に提出対象者がいなければ提出不要)

世帯構成	提出対象者	提出書類
父母いずれかがいる世帯	(同一生計内の)60歳以上の祖父母	最新の所得証明書 ➡ p.42① 収入に関する必要書類 ➡ p.43②～p.45③
父母ともに不在の世帯	(同一生計内の)60歳以上の祖父母・配偶者のいない兄弟姉妹※	

※配偶者のいない兄弟姉妹が就学者および就学前の場合、最新の所得証明書および収入に関する必要書類は不要です。

就学者: 小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学へ通学している者。

専修学校(一般課程)、各種学校(予備校、職業訓練学校、語学学校等)へ通学している者は就学者の対象ではないので、提出書類を準備する必要があります。

上記に該当しない家族構成の場合、追加で確認や書類の提出を求める場合があります。

⑯ 障がい者がいる場合

コピー可

- 同一生計内の家族に障がい者がいる場合(学生本人も含む)、障がいの種類に応じ、以下の書類を提出してください。
【提出が必要な書類】 要介護2～5級の介護認定者がいる場合 —— 介護保険被保険者証等、要介護認定書類のコピー
※要支援者と要介護1級は特別控除されません。
心身障がい者がいる場合 —— 身体障がい者手帳、療育手帳(愛の手帳・みどりの手帳等)、精神障害者保健福祉手帳のコピー
原爆被爆者がいる場合 —— 被爆者手帳のコピー

※以下⑰～⑲は、貸与型の日本学生支援機構奨学金に申請する者のみ提出

⑰ 生計維持者が単身赴任で別居の場合 [単身赴任実費計算書: 巻末綴じ込み④]

計算書以外はコピー可

- 主たる生計維持者が単身赴任で家族と別居していることにより特別に支出している住居費等が対象となります。**学生本人分は対象ではありません。**
- 住居費(本人負担分のみ)、水道光熱費、家具・家事用品の実費に限り、領収書を提出することにより控除します。なお、通帳のコピーのみでは領収書と認められません。領収書の代わりとして通帳を提出する際は、その請求書・契約書もあわせて提出してください。
- 領収書は直近3ヶ月分(家具・家事用品は1年以内を限度とする)を提出してください。水道光熱費に関しては、金額に加え、住所が記載されている部分もコピーしてください。
- 住居費を会社が一部補助しているかどうかを確認するために、直近1ヶ月分の給与明細書を提出してください。
- 巻末綴じ込み④の「単身赴任実費計算書」に必要事項を記入のうえ、添付書類をクリップで留めて提出してください。

⑱ 長期療養者(6ヶ月以上)がいる場合 [長期療養費計算書: 巻末綴じ込み①]

計算書以外はコピー可

[発行元] 医療機関

- 申請時現在において、同一生計内の家族に6ヶ月以上にわたり療養中または今後長期(6ヶ月以上)で療養が必要と認められる者がいる場合は、以下の書類を提出してください。
【提出が必要な書類】 病院・薬局・介護サービス提供事業所等で発行される医療費明細書または領収書
※経常的に支出をしていることを証明するために、6ヶ月分提出してください。
※控除の対象となるのは長期療養している者の分のみです。
※控除対象項目の詳細については日本学生支援機構作成の「貸与奨学金案内」をご覧ください。
- 現時点での療養期間が6ヶ月未満で、今後長期で療養が必要と認められる場合は、医師等の診断書もあわせて提出してください。
- 巻末綴じ込み①の「長期療養費計算書」に必要事項を記入のうえ、添付書類をクリップで留めて提出してください。
- 控除額は、申請時までの支出金額を基礎として、今後の療養見込期間を考慮し算出します。
- 領収書の原本を提出した場合、返却はできませんのでご注意ください。

⑲ 過去1年間に被災、盗難被害を受けた場合

コピー可

[発行元] 消防署・市区町村役所・警察署

- 過去1年間に被災または盗難被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して、将来長期(2年以上)にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に以下の書類を提出してください。
【提出が必要な書類】 火災、風水害、地震等の場合 —— 「被災(罹災)証明書」(発行: 消防署、市区町村役所)、修繕にかかる領収書
盗難の場合 —— 「盗難届出証明書」(発行: 警察署)
【控除される費用】 日常生活の必需品が被害を受けた場合 —— 最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等
生産手段(田、畑、店舗等)が被害を受けた場合 —— 長期にわたって収入減が予想される年間金額
※ただし、保険や損害賠償等によって補填された場合は控除額から除きます。また、被害額をそのまま控除するものではありません。

6 令和元年分の報酬料金支払調書

コピー可 [発行元] 支払者

- 外交員や外務員等で報酬を受けている場合に支払者から発行されます。
 - 2019年中に受けたすべての報酬について提出してください。
- ※確定申告書(控)の第一表および第二表のコピーもあわせて提出してください。

7 退職証明書

コピー可 [発行元] 勤務先

- 退職年月日が記載されているものを提出してください。退職証明書を提出できない場合は、「退職日の記載がある源泉徴収票」「退職金支給証明書」「退職金の源泉徴収票」「雇用保険の離職票」のいずれかをもって代えることができます。なお、現在無収入の場合は余白にその旨について記入してください。
- パートやアルバイト等で「退職証明書」や「源泉徴収票」等が発行されない場合は、該当者本人が説明書を作成し、提出してください。説明書には、「記入年月日」「退職者氏名」「退職年月日」「会社名」「作成者自署・捺印」を必ず含めてください(様式自由)。また、現在無収入の場合はその旨についても記入してください。

8 廃業証明書

コピー可 [発行元] 関係官庁など

- 廃業・閉店・破産・倒産・営業停止になった場合は、関係官庁等に届け出た書類または関係官庁等による公的証明書(「破産宣告書」「銀行取引停止通知書」など)、または弁護士等による証明書を提出してください。
- 公的証明書がない場合は、該当者本人が説明書を作成し、提出してください。説明書には、「記入年月日」「業種名」「店舗名・会社名」「廃業年月日」「廃業理由」「作成者自署・捺印」を必ず含めてください(様式自由)。

9 雇用保険受給資格者証

コピー可 [発行元] ハローワーク

- 失業給付金(失業保険)を受給している、または過去1年以内に受給していた場合に提出してください。ハローワークで発行しています。
- 「氏名」「離職年月日」「基本手当日額」「所定給付日数」が記入されていることを確認し、両面(表裏)をコピーしてください。

10 開業後の収入状況書(様式自由)

原本

- 2019年1月2日以降に営業・経営等を始め現在に至る場合に提出してください。
- 所得を得ている者が、開業後1年間の収入状況がわかるように、「事業所の住所・電話番号」「営業開始日」「業種」「設備等規模」「売上」「経費」「所得金額」「記入年月日」を記載した書類を作成し、自署・捺印のうえ提出してください。

● 世帯事情に関する必要書類[該当者のみ]

以下⑪～⑭の世帯事情に該当する場合は、必ずそれぞれが指定する書類を提出してください。

11 生活状況報告書(特別な事情がある場合)[巻末綴じ込み⑥]

原本

- 世帯の状況が以下に該当する場合は、「生活状況報告書」(巻末綴じ込み⑥)を生計維持者または保証人が作成、自署・捺印のうえ提出してください。
 - (1) 無収入の世帯
 - (2) 生活保護を受けている場合 → p.44⑫も参照
 - (3) 母子・父子世帯の場合 → p.45⑬も参照
 - (4) 家計が急変したことにより奨学金を申請する場合
 - (5) 源泉徴収票および確定申告書等、収入状況を証明する公的書類が特別な事情で提出できない場合
 - (6) 特別な家庭事情がある場合
 - (7) その他、審査のために大学が必要とする場合
- 「生活状況報告書」は現在の家庭状況・生活状況を把握するために必要です。現在の状況に至るまでの経緯、現在の生活費や学費等の金銭の出所についての説明、養育費や支援の有無と金額について、できるだけ詳細に記入してください。

12 生活保護を受けている場合

コピー可 [発行元] 福祉事務所

- ⑪の「生活状況報告書」に加え、「保護決定(変更)通知書」(受給金額が記載されたもの)のコピーを提出してください。「受給証明書」では認められません。

13 傷病手当金を受けている場合

コピー可 [発行元] 日本年金機構など

- ⑪の「生活状況報告書」に加え、「傷病手当金通知書」のコピーを提出してください。

14 昨年もしくは本年に海外勤務がある場合[巻末綴じ込み⑦]

原本 [発行元] 勤務先

- 勤務先の本社が日本にあり、2019年1月以降海外に勤務している(た)場合は、巻末綴じ込み⑦の「海外勤務および給与支払(見込)証明書」を使い、2019年および2020年の現地給与と日本での給与および扶養の関係(扶養者全員分)を勤務先で証明してもらい提出してください。
- 海外現地法人に勤務している場合は、2019年中の総収入を証明する書類を提出してください(様式自由)。この場合、主要箇所の日本語訳も添付してください。